

○湖南市議会傍聴規則

平成16年10月8日

議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を議会傍聴受付書に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証(章))

第5条 報道関係者及び議長が認める者は傍聴証(章)を着用するものとする。

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人口で傍聴券又は傍聴証(章)を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証(章)を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

- 2 傍聴証(章)の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定数)

第9条 傍聴人の定数は、次のとおりとする。

- (1) 一般傍聴席 48人
- (2) 報道関係者席 10人

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定数により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定数を定めることができる。この場合において、入場者数を制限等する場合は、公平公正な方法によるものとする。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静肅にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めのものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成16年10月8日から施行する。

付 則（平成24年議会規則第3号）

この規則は、平成24年8月27日から施行する。

付 則（令和7年議会規則第4号）

この規則は、令和7年8月25日から施行する。